

# 平成26年度第3回甲賀市公共下水道事業審議会次第

平成26年(2014年)11月20日  
於：甲賀市役所 甲南庁舎 2F 大会議室

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 報告事項

(1) 今後の下水道整備について

5. 協議事項

(1) 公共下水道使用料の検討について

(2) 第4回公共下水道事業審議会の開催について

日 時 : 平成 年 月 日 ( )

(3) 会議内容等の公開非公開の決定について

5. その他

6. 閉 会

## 甲賀市公共下水道事業審議会委員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

役 職	氏 名	住 所	備 考
委 員	福 西 義 幸	水 口 町	
委 員	山 田 嘉一郎	水 口 町	
委 員	池 内 眞 弓	水 口 町	
委 員	田 村 光 男	土 山 町	
委 員	村 山 孝 男	土 山 町	会 長
委 員	前 田 敦 子	土 山 町	
委 員	岩 崎 延 幸	甲 賀 町	副会長
委 員	奥 山 清 美	甲 賀 町	
委 員	井 用 恵 子	甲 賀 町	
委 員	木 村 茂 良	甲 南 町	
委 員	山 川 芳 範	甲 南 町	
委 員	山 本 眞 弓	甲 南 町	
委 員	宇 田 康 雄	信 楽 町	
委 員	松 下 富 男	信 楽 町	
委 員	木 下 美 加	信 楽 町	

# 下水道事業計画図 (H27~30)



- ① 国道1号線下水道面整備工事 (H27~30)
- ② 酒人地区下水道面整備工事 (H27~28)
- ③ 行政関連業務施設下水道面整備工事 (H27)
- ④ 中央雨水幹線函渠築造工事 (H27~28)
- ⑤ 貴生川西内貴地区下水道面整備工事 (H27~29)
- ⑥ 貴生川雨水幹線函渠築造工事 (H27~28)
- ⑦ 桜ヶ丘地区下水道舗装復旧工事 (H27)
- ⑧ 第4水口台地区下水道舗装復旧工事 (H27)
- ⑨ 新城地区下水道面整備工事 (H28~29)
- ⑩ 甲賀工業団地下水道面整備工事 (H28~29)
- ⑪ 甲賀工業団地下水道舗装復旧工事 (H30)
- ⑫ 池田団地地区下水道面整備工事 (H27)
- ⑬ 池田団地地区下水道舗装復旧工事 (H28~29)
- ⑭ 希望ヶ丘地区管更生工事 (H27~30)
- ⑮ 甲南駅前線下水道面整備工事 (H28~29)
- ⑯ 甲南駅前線他雨水函渠築造工事 (H27~28)
- ⑰ 長野地区下水道整備工事 (H27~)
- ⑱ 土山処理場処理槽増設工事 (H30~)
- ⑲ 公共污水ます設置工事 (H27~30)

凡例

[通常事業]	
	H26年度以前施工済み
	H27年度施工予定
	H28年度施工予定
	H29年度施工予定
	H30年度施工予定
	行政区域
	都市計画区域
	自然公園区域
	市街化区域
	処理区域界
	認可区域
	流域下水道幹線
	公共下水道幹線
[集落排水施設等]	
	H26年度以前施工済み



1:50,000

## 甲賀市公共下水道事業審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第1項に規定する審議会の担任する事務について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 条例第2条第1項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道維持管理に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (4) その他市長が下水道事業に関し必要と認める事項に関すること。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

流れる安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を